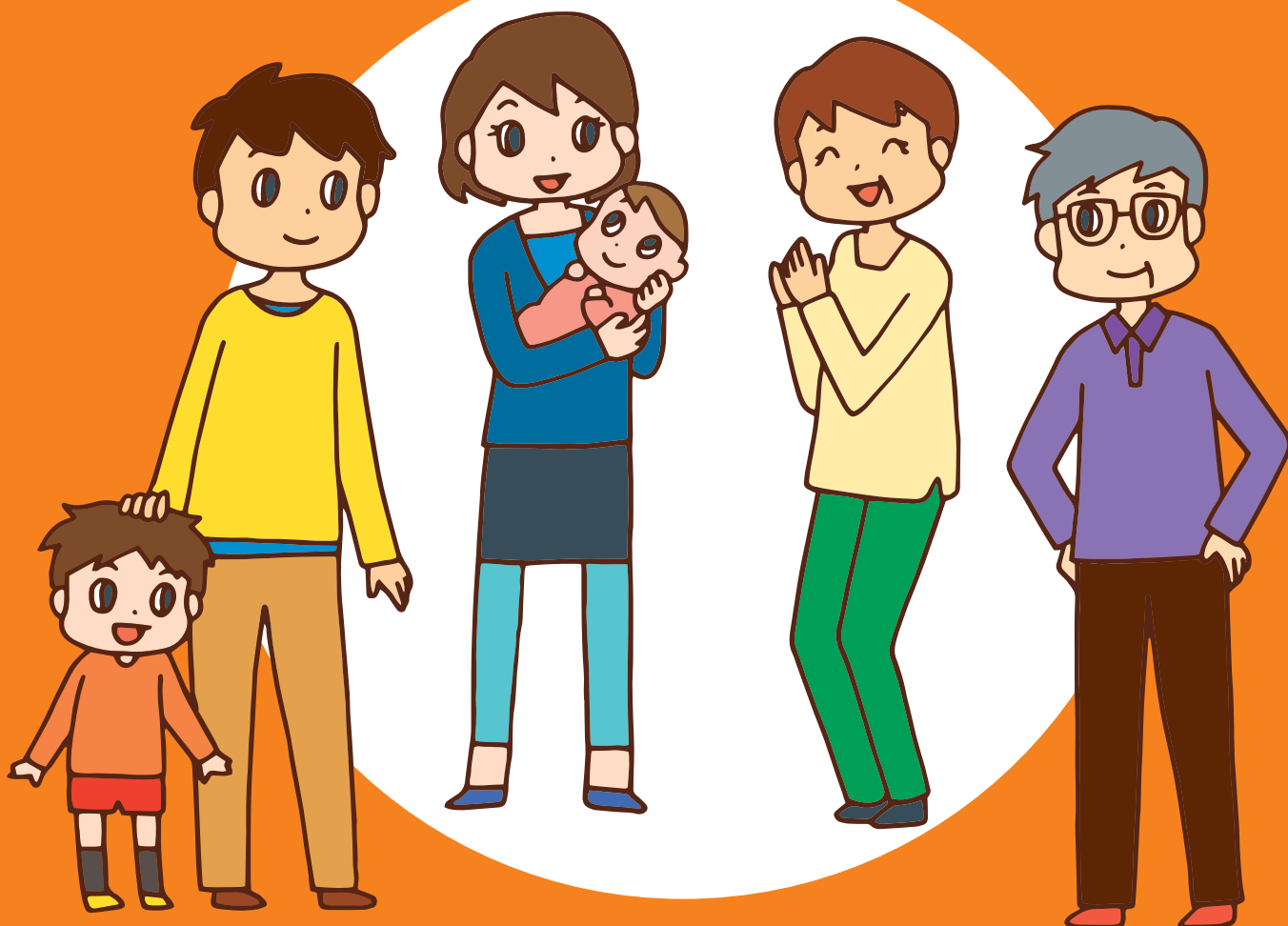


垂井町

概要版

# 子ども・子育て 支援事業計画

みんなで作ろう、子どもの笑顔があふれるまち



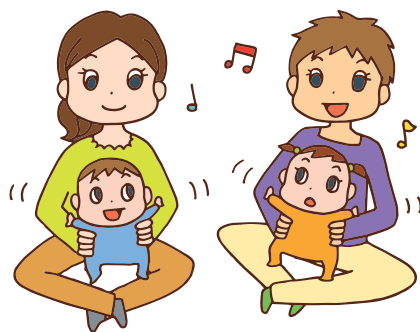
平成27年3月  
垂井町

# 計画策定にあたって

## 計画策定の趣旨と背景

子ども・子育てをめぐる状況は大きく変化しており、こうした状況に対応するため、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートするとともに、市町村では子ども・子育て支援に関する方策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

垂井町では、平成21年度に「垂井町子育てスマイルプラン(次世代育成支援行動計画)」を策定し、子ども・子育て支援の充実を図ってきました。この度「垂井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これらの取り組みの一層の推進を図ります。



## 「子ども・子育て支援新制度」

### 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。

#### 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

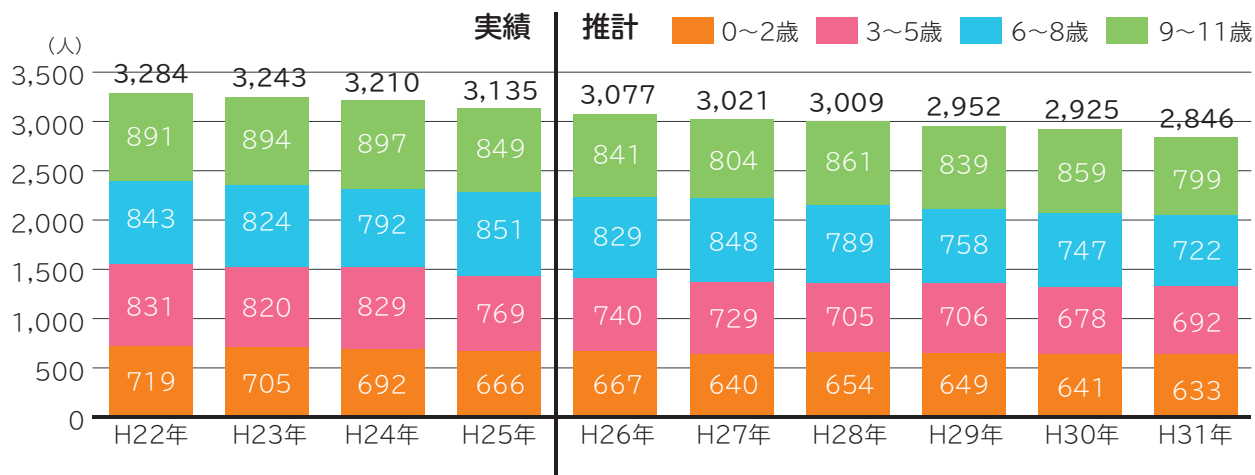
### 子ども・子育て関連3法のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育などへの給付(「地域型保育給付」)の創設
- ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善など)
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤消費税率の引き上げを財源とする、社会全体による費用負担
- ⑥内閣府に子ども・子育て本部の設置
- ⑦子ども・子育て会議の設置



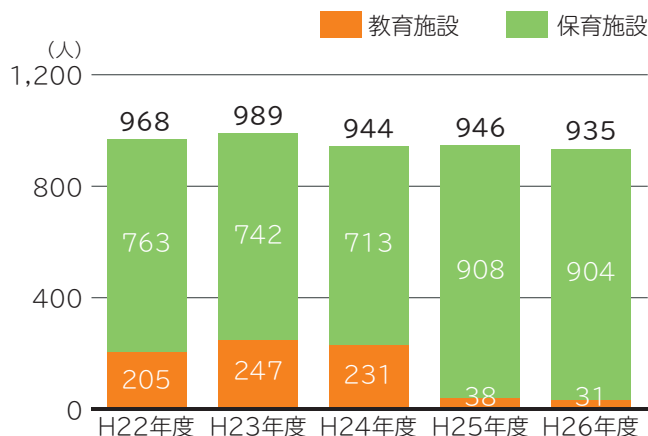
# 子ども・子育てを取り巻く現状

児童人口の推移をみると、平成22年から平成25年にかけて減少しています。今後の推計においても減少していくことが想定されており、平成31年では2,846人となっています。



教育・保育施設利用者数の推移をみると、利用者数全体は横ばいとなっています。

本町では、就学前の5歳児に向けた幼児教育を実施してきましたが、平成25年度からは保護者の就労状況に関わらず、幼児教育と保育を一体的に実施しています。そのため、平成24年度から平成25年度にかけて教育施設の利用者数が減少し、保育施設の利用者数が増加しました。



# 計画の考え方

## 基本理念

本町でこれまで取り組んできた子育て支援を継続し、さらなる充実を図っていくことで、子どもが健やかに心豊かに育ち、保護者が子育てに喜びを感じることができるまち、子どもの笑顔があふれるまちを目指し、さまざまな主体が連携して、子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

**みんなであつこう、子どもの笑顔があふれるまち**

# 基本目標と施策目標

## 1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

次代の親となる世代に対して子育ての楽しさやすばらしさについて伝え、子育てに関する意識の醸成を図ります。また、男性や地域の子育て意識の向上を図り、子育て環境の充実に取り組みます。

### 1) 子育て意識の醸成

- 将来の親となる世代が、保育体験などを通して乳幼児やその親と接することで、健全な母性・父性を培います。
- 子育てに関する講座、家庭教育学級など、親育ちのための学習機会の提供に努めます。

### 2) 男性、地域の子育て意識の醸成

- 「垂井町第2次男女共同参画プラン」に基づき、不平等感の強い分野の解消に向けて意識改革を推進します。
- 社会全体で子育てを支援していく意識の醸成に努めます。

## 2 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをきずこう

子どもが元気に遊んだり、主体的に活動できる場の提供など子どもが心豊かに育つ環境づくりに取り組みます。また、虐待の防止など子どもの人権が尊重される体制づくりの充実に取り組みます。

### 1) 子どもが夢を育める遊び場・活動の場の整備

- 元気に安心して遊べる公園などの遊び場を整備するなど充実に図ります。
- 本町の豊かな自然環境を保全し、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- 文化や芸術、スポーツに触れる機会づくりに取り組み、さまざまな体験や活動を通じて児童の健全育成を図ります。



### 2) 子どもの人権の尊重

- 互いの人権を尊重し合えるように、人権についての学習機会の提供や啓発を行います。
- 児童虐待の防止と虐待発生時の早期の対応など、子どもの人権が守られる体制づくりに取り組みます。

## 3 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

豊かな心とたくましく生きていく力を持つ子どもが育つよう、幼児教育や学校教育の充実に取り組みます。

### 1) 幼児教育の充実

- 乳幼児期の情操教育の推進や、幼児期での幼稚園や保育所での教育・保育内容の充実に図ります。
- 幼保一元化の推進により複数年保育や、年齢や就業条件に関わらず子どもの受け入れが行えることも園の整備を行います。

### 2) 学校教育環境の整備

- 子どもに必要な生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実に努めます。
- いじめ・不登校などに対応する教育と相談体制の充実、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の導入に努めます。